

## 工事関係書類一覧【土木】

更新日：R2.10.1

本表は、工事関係書類を一覧にまとめたものです。以下の事項に注意の上ご活用ください。

- 1 本表は、土木工事関係書類についての**共通事項**をまとめております。  
**工種によっては、別途必要な書類がある場合があります。**
- 2 本表は、【工事着手前】，【施工中】，【工事完成時】，【その他】に分けてまとめております。
- 3 書類の詳細については、「書類作成の根拠」，「参照」欄記載の条文等を必ず確認ください。
- 4 【提出不要】，【提示不要】，【作成不要】については、慣例的に提出・提示・作成していた書類です。原則、提出・提示・作成する必要はありません。
- 5 情報共有システム（ASP）活用工事の場合は、「成果品」欄を確認のうえ電子成果品または紙の成果品どちらを納品するか受発注者間協議のうえ決定してください。

☆：電子	システム上で帳票（鑑）の作成が可能な書類等。電子での提出を推奨。 （事前協議で電子または紙を決定する）
◎：紙	紙での提出とする。（契約関係書類，施工計画書等）
■：電子または紙	事前協議で電子または紙を決定する。
●：	作成等が必要な書類
-：	作成等を簡素化できる書類

- 6 当初契約金額が500万円未満の工事関係書類の簡素化。  
簡素化している書類は**共通事項**のみとしています。詳細については「500万円未満の必要書類」欄を参照してください。また、書類の作成や提示、提出を軽減しているものであつて、関係法令や施工管理の手引き等に基づいた管理などは行う必要があります。

工事関係書類一覧【工事着手前】

種別	通し番号	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式(No.)	書類作成者		位置付け		成果品	提出必要部数(紙)	500万円未満の必要書類	備考	
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用				
契約書	1	工事請負契約書	・契約事務規則第28条1項 ・(水)契約事務規程第28条1項	—	4	○	○			—	—	●		
	2	請書	・契約事務規則第28条2項 ・(水)契約事務規程第28条2項	—	5		○			—	—	●	・契約金額が100万円以下(工事又は製造の請負契約)の場合は契約書を省略することができ、代わりに「請書」を徴する。	
	3	見積書	・契約事務規則第28条3項 ・(水)契約事務規程第28条3項	—	6		○			—	—	●	・契約金額が10万円以下の場合には「見積書」をもって契約書にかえることができる。	
設計図書	4	共通仕様書	—	—	—	○				—	—	●		
	5	特記仕様書	—	—	—	○				—	—	●		
	6	契約図面	—	—	—	○				—	—	●		
	7	分離分割発注のチェックシート(土木用)	—	—	—	○				—	—	●		
	8	現場説明書	—	—	—	○				—	—	●		
	9	質問回答書	—	—	—	○				—	—	●		
	10	工事数量総括表(金抜設計書)	—	—	—	○				—	—	●		
契約関係	11	着手届	・契約事務規則第32条3項 ・(水)契約事務規程第32条3項	—	7		○	○		◎	1	●	・工事に着手したときはその翌日(当該翌日が休日に当たるときは、当該翌日以後直近の休日でない日)までに提出。 ・契約書の作成を省略する場合(請書を徴する場合や見積書をもって契約書にかえる場合)省略可。	
	12	現場代理人及び技術者通知書	(水)工事請負契約書第10条1項	—	8		○	○		◎	1	●	・配置予定技術者調書に記載のある技術者と同一であること。	
	13	履歴書	—	—	9		○	○		◎	1	●	・「現場代理人及び技術者通知書」とともに提出。	
	14	薬液注入工技術者通知書	(水)共通仕様書6-13-2-1	—	65		○	○		◎	1	●	・薬液注入工その他類する工種を行う際	
	15	薬液注入工事責任技術者届	(水)共通仕様書6-13-2-1	—	66		○	○		◎	1	●	・薬液注入工その他類する工種を行う際	
	16	現場代理人の雇用を証する書面	【提出不要】	—	—									・施工体制台帳へ添付
	17	技術者の資格及び雇用を証する書面	【提出不要】	—	—									・施工体制台帳へ添付
	18	請負代金内訳書	・(水)工事請負契約書第3条1項 ・共通仕様書3-1-1-2-1	—	—	—								・共通仕様書で適用除外としている。
	19	工程表	・(水)工事請負契約書第3条1項 ・共通仕様書3-1-1-3 ・(水)共通仕様書1-1-4	—	—	—		○	○		◎	1	●	・契約締結後、10日以内の提出。 ・契約変更時と同様とする。
	20	建設業退職金共済制度に係る報告書(当初)	—	—	10		○	○		◎	1	●	・契約締結後、1ヶ月以内の提出。	
	21	建退共掛金収納書	・共通仕様書1-1-1-40-5 ・(水)共通仕様書1-1-46-5	・土木工事施工管理の手引きP6	—	—		○	○		◎	1	●	・当初に証紙購入の場合、上記報告書裏面または白紙に掛金収納書を貼り付けし、提出。 ・提出できない事情がある場合、理由を上記報告書に記載する。
	22	下請負人(建設用機械使用)通知書【廃止予定】	(水)工事請負契約書第7条1項	—	11		○	○						・発注者は受注者に、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
	23	監督員通知書	(水)工事請負契約書第9条1項、3項	請負工事監督指針P11	12		○				◎	—	●	・2名以上監督員を置いた場合及び発注者の権限の一部を委任した場合も通知すること。(例:総括監督員、委託監督員) ・1名以上の布設工事監督有資格者を配置すること。

工事関係書類一覧【工事着手前】

種別	通し番号	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式 (No.)	書類作成者		位置付け		成果品		提出 必要 部数 (紙)	500 万円 未満 の必 要書 類	備考
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用				
前金払	24	前金払請求書	(水)工事請負契約書第34条1項	-	13		○	○		◎	1	●	【対象】 契約金額が100万円を超える契約 【割合及び支払限度額】 契約金額(履行期間が2年度以上にわたる契約は当該年度の出来高予定金額)の10分の4以内。(支払限度額は10億円) 【請求】 履行期限(履行期間が2年度以上にわたる契約)にあつては、当該年度末日)前1月まで。 【支払】 発注者は、請求を受けた日から14日以内に支払わなければならない。(工事請負契約書第34条2項)	
	25	保証事業会社の保証証書			-		○	○		◎	1	●		
工事 建設 リサイクル	26	分別解体等の計画等(別表3)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条1項	-	14		○	○		■	1	-	【対象】 特定建設資材を使用する工事または、特定建設資材廃棄物を排出する工事で、請負金額が500万円以上の工事。 ・監督職員は、入札後、契約締結までの間に受注者(元請)に提出を求め、計画内容について説明を受ける。	
	27	建設リサイクル法に基づく通知書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条	-	15	○				-	-	-	【対象】 上記同 ・監督職員は、工事の着手前に、環境局循環型社会推進部産業廃棄物指導課の確認を受け、住宅都市局建築指導部建築物安全推進課に通知する。 ・監督職員においては、契約内容に変更が生じ本項が該当となった場合は、すみやかに手続きを行うこと。	
その他	28	コリンズ(CORINS)登録内容確認書	・共通仕様書1-1-1-5 ・(水)共通仕様書1-1-6	土木工事施工管理の手引きP7	-		○		○	-	-	-	【対象】 請負金額500万円以上の工事。 ・受注時・変更時・完成時は、土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録し、監督職員に提示する。 (旧称:工事カルテ受領書)	
	29	特定建設作業実施届出書	騒音規制法・振動規制法 第14条第1項(第2項)	特定建設作業のしおり	16		○			◎	2	●	・特定建設作業を実施する場合は、当該作業を開始する日の7日前(届出日及び作業開始日を除く7日前)までに、当該作業を行う場所の区役所生活環境課に提出すること。	
	30	井水調査結果表	(水)共通仕様書6-13-3-3		-		○	○		-	-	●		
	31	薬液注入材料の数量・品質に関する書類	(水)共通仕様書6-13-1-5	・建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針(S49.7.10) ・建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について(H2.9.18)	-		○	○		-	-	●		
	32	現場注入試験計画書(業注)	(水)共通仕様書6-13-4-2		-		○	○		-	-	●		
	33	現場注入試験結果(業注)	(水)共通仕様書6-13-4-2		-		○	○		-	-	●		
	34	注入施工計画書(業注)	(水)共通仕様書6-13-6-6		-		○	○		-	-	●		
	35	採水計画書(業注)	(水)共通仕様書6-13-4-2		-		○	○		-	-	●		
	36	工事事前調査報告書	(水)共通仕様書6-4-2	事前調査要綱	67		○	○		◎	1	●	・工事に起因して被害の発生が予想される箇所について調査し、監督職員へ報告書を提出。	
施工 計画	37	施工計画書	・共通仕様書1-1-1-4-1, 2 ・(水)共通仕様書1-1-5-1,2	・土木工事施工管理の手引きP2-1~20 ・(水)工事書類簡素化要領土木工事編	1		○	○		◎	2 (注)	●	・工事着手前(工事始期日以降30日以内)に提出。(共通仕様書1-1-1-8) ・軽微な変更の場合、変更施工計画書の提出は不要。(簡素化) (注)2部提出(押印後、1部返却)	
		表紙	【作成不要】	-	-									
		目次	【作成不要】	-	-	-								
		(1)工事概要	-	土木工事施工管理の手引きP2-5	-	-							●	・工事名、河川または路線名、工事場所、工期、請負代金、発注者、受注者、工事内容(工事数量総括表の工程・種別・数量等)を記載。 ・工程が1式表示及び主体工種以外については、工種のみ記載でもよい。
		現場位置図	【作成不要】	-	-	-								
		図面	【提出不要】	-	-	-								
		(2)計画工程表	-	土木工事施工管理の手引きP2-6	-	-							●	・横棒式工程表、斜線式工程表、ネットワーク等で作成。

工事関係書類一覧【工事着手前】

種別	通し番号	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式 (No.)	書類作成者		位置付け		成果品		提出 必要部数 (紙)	500 万円未 満の必 要書類	備考	
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用					
		休日取得計画表	特記仕様書	週休2日工事実施要領	17								-	・週休2日工事を実施する場合、休日取得計画表を作成し、施工計画書に添付し提出する。	
		(3)現場組織表	-	土木工事施工管理の手引き P2-7	-								●	・現場代理人については、夜間・休日等の緊急連絡先を記入 ・施工管理については、担当区分及び担当者指名等を記入(500万円未満不要)。 ・監理技術者、専門技術者を置く場合は、その氏名等を記入(500万円未満は不要)。	
		施工体系図	特記仕様書	-	30									・施工体制台帳に添付。	
		建設業の許可証(写)	【提出不要】	-	-										
		作業員名簿 ※溶接工については備考参照。	【提出不要】	-	-									・既製杭工(共通仕様書3-2-4-4-21)及び鋼管矢板基礎工(共通仕様書3-2-4-9-11)における溶接工については、施工計画書に記載すること。 ・工場製作工(共通仕様書6-5-3-1-3、10-3-3-1-3、10-4-3-1-3)及び鋼製橋脚工の現場継手工(共通仕様書10-3-8-11-3)における溶接工については、監督職員の請求があった場合、提示すること。	
		技術者及び作業員の資格を証する書面 ※圧接工、溶接工については備考参照。	【提出不要】	-	-									・圧接工(共通仕様書1-3-7-6-1)及び溶接工(共通仕様書3-2-4-4-21、3-2-4-9-11)については、監督職員の請求があった場合、提示すること。	
		技術者及び作業員の雇用を証する書面	【提出不要】	-	-										
		(4)指定機械	-	土木工事施工管理の手引き P2-8	-								-	・設計図書で指定されている機械(騒音振動、排ガス規制、標準操作等)、監督職員が必要と認めた機械について記載。	
		(5)主要船舶・機械	-	土木工事施工管理の手引き P2-8	-								-	・設計図書で指定されていない主要なものについて記載。	
		(6)主要資材	【提出不要】	土木工事施工管理の手引き P2-8	-									・材料承諾願により確認できることから、記載不要。	
		(7)施工方法	・共通仕様書1-1-1-23-1 ・(水)共通仕様書1-1-27-1 ※工種毎に各条文を確認すること。	土木工事施工管理の手引き P2-9~10	-								●	・主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建物、材料、機械等の仮置場、プラント等の機械設備、仮排水、指示・承諾・協議事項の予定内容を記載。 ・記載対象工種は、(1)主要な工種、(2)設計図書で指定された工法、(3)共通仕様書に記載されていない特殊工法、(4)施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項、(5)特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とされる施工等を標準とする。	
		各工種毎の作業計画	-	-	-								-		
		各工種の構造図	【作成不要】	-	-										
		仮設備計画	-	-	-										
		仮設配管計画図	-	-	-										
		掘削標準断面計画図	設計積算要綱第4編第1章第8節5-3	-	-									● ● ●	施工計画書により監督職員に提出。 (提出書類に関する資料については、提示)
		修理体制図	-	-	-										
		(8)施工管理計画	・共通仕様書1-1-1-23-8 ・(水)共通仕様書1-1-27-8	土木工事施工管理の手引き P2-11~14	-										
		工程管理計画	-	-	-									-	・実施工の手法・管理方法
		品質管理計画表(総括表)	-	-	-									-	・品質管理基準参照
		出来形管理計画表(総括表)	-	-	-									-	・出来形管理基準参照
		出来形管理図表	【提出不要】	-	-									-	・自社基準を設ける場合は提出
		写真管理計画表(総括表)	-	-	-									-	・写真管理基準参照
		(9)安全管理	-	土木工事施工管理の手引き P2-15~17、10-1~2	-									●	
		安全管理計画	-	-	-									●	・安全管理体制、安全対策、異常気象時の防災対策を記載。
		安全管理活動計画及び安全教育・訓練計画	・共通仕様書1-1-1-26-9 ・(水)共通仕様書1-1-30-11	-	-									●	・安全訓練の実施方法、安全巡視の実施方法、安全活動方針を記載。
		(10)緊急時の体制及び対応	-	土木工事施工管理の手引き P2-18	-									●	
		緊急時の体制連絡系統図	-	-	-									●	・事故発生時の連絡系統図、対応策を記載。
		病院等の位置図	【作成不要】	-	-										

工事関係書類一覧【工事着手前】

種別	通し番号	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式 (No.)	書類作成者		位置付け		成果品	提出 必要 部数 (紙)	500 万円 未満 の必 要書 類	備考
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用			
		防災対策組織表	-	-	-							●	・災害発生時の体制を記載。
		(11)交通管理	・共通仕様書1-1-1-32-3 ・共通仕様書3-1-1-13-3 ・(水)共通仕様書1-1-37-3 ・(水)共通仕様書1-1-37-6	土木工事施工管理の手引き P2-19	-							●	・交通管理、交通処理について記載。
		(12)環境対策	・共通仕様書1-1-1-30-1 ・(水)共通仕様書1-1-35-1	土木工事施工管理の手引き P2-19	-							-	・大気汚染、水質汚濁、振動、騒音対策等について記載。
		(13)現場作業環境の整備	-	土木工事施工管理の手引き P2-19	-							-	・現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策について記載。
		現場環境改善の実施計画	特記仕様書	-	-							●	・現場環境改善費対象工事の場合、具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出する。
		(14)再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	-	土木工事施工管理の手引き P2-20	-							-	・資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、計画する。
		処分業者一覧	【作成不要】	-	-								・アスコン、コンクリート、汚泥、建設発生土等の処分概要を1枚にまとめたもの。
		処理計画書	【作成不要】	-	-								・留意事項、フロー図等。
		運搬経路図 ※指定処分で搬入経路に制約がある場合は、備考参照。	【作成不要】	-	-								・指定処分での残土処理において、搬入経路に制約のある処分先(桜井)に搬入する場合は、経路図等を添付すること。
		再生資源利用計画書	・共通仕様書1-1-1-18-5 ・(水)共通仕様書1-1-20-5	・土木工事施工管理の手引き P11-1	18							●	全ての工事
		再生資源利用促進計画書	・共通仕様書1-1-1-18-6 ・(水)共通仕様書1-1-20-6	・土木工事施工管理の手引き P11-1	19							●	全ての工事
		建設発生土受入承諾書	・共通仕様書1-2-3-1-8, 9 ・共通仕様書1-2-4-1-13, 14 ・(水)共通仕様書4-4-1-13, 14	・土木工事施工管理の手引き P11-1~2	20							●	・処分場所及び処分業者の変更を生じる場合は、事前に監督職員に届け出て変更の承諾を得なければならない。
		(15)その他	-	土木工事施工管理の手引き P2-20									・契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの。
		現場環境改善の実施計画	特記仕様書	-	-							-	・現場環境改善費対象工事の場合、具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出する。
		技術提案等の履行確認表	福岡市総合評価方式実施ガイドライン	-	21							-	・総合評価方式により契約した場合に作成し、施工計画書に含めて提出する。
		地下埋設物確認書	・共通仕様書1-1-1-26-16 ・特記仕様書 ・(水)共通仕様書1-1-30-18	-	22	○	○					●	・施工計画書に添付する。
		各管理者との確認資料(地下埋設物)	【提出不要】	-	-								・各管理者との確認時に使用した資料は提出不要。
		道路使用許可証(写)	【提出不要】	-	-								・施工計画書への添付不要。(提出ではなく提示で可)ただし、監督職員から提出の請求があった場合は写しを提出する。 ※【施工中】NO.7同様
ICT	38	ICT活用工事(土工)実施計画書	特記仕様書	ICT活用工事(土工)実施要領	23	○	○			■	1	-	・ICT活用工事(土工)を行う希望がある場合、契約後、協議書、ICT活用工事(土工)実施計画書等を提出する。



工事関係書類一覧【工事着手前】

種別	通し番号	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式 (No.)	書類作成者		位置付け		成果品	提出 必要 部数 (紙)	500 万円 未満 の必 要書 類	備 考
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用			
		上記以外の作業員の資格及び雇用を証する書面	【提出不要】	—	—					☆:電子 ◎:紙 ■:電子または紙			元請、下請ともに不要。
		作業員名簿	【提出不要】	—	—								元請、下請ともに不要。
		再下請負通知書	建設業法 第24条の7第2項	—	29								
		契約書の写し(下請⇔下請)	—	—	—								①契約書 ②注文書・請書+基本契約書 ③注文書・請書+基本契約約款 いずれかの書面とする。 ※契約書記載事項の14項目は必ず記載。
	49	施工体系図	・建設業法 第24条の7第4項 ・入札適正化法 第15条第1項 ・共通仕様書 1-1-1-10-2, 4 ・(水)共通仕様書1-1-12-2, 4	・施工体制台帳作成のポイント(九州地方整備局) ・よくわかる建設業法(九州地方整備局) ・土木工事施工管理の手引きP5	30		○	○		☆	1	●	・工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督職員に提出される施工体制台帳に添付しなければならない。
	50	地場企業下請不使用理由書	特記仕様書	—	31		○	○		☆	1	—	・下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、施工体制台帳に添付のうえ提出。
	51	施工体制台帳チェックリスト	【廃止】	—	—								
	52	交通誘導警備員											
		警備会社認定書	【提出不要】	—	—								
		警備員名簿	—	—	—	—		○	○				● 交通誘導警備員の資格確認のため
		教育実施状況	【提出不要】	—	—	—							
		交通誘導警備業務合格書	—	—	—		○	○					● 交通誘導警備員の資格確認のため

工事関係書類一覧【施工中】

種別	通し番号	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式(No.)	書類作成者		位置付け		成果品		提出必要部数(紙)	500万円未満の必要書類	備考	
						発注者	受注者	提出	提示	監督職員	受注者保管				ASP使用
工事	1	工事打合せ簿(指示)	・共通仕様書1-1-1-2-15 ・(水)共通仕様書1-1-2-13	(水)工事書類簡素化要領土木工事編	1	○					☆	—	●	・電子メールでの提出可(簡素化)	
	2	工事打合せ簿(承諾)	・共通仕様書1-1-1-2-16 ・(水)共通仕様書1-1-2-14	—	1		○	○			☆	2 (注)	●	(注)2部提出(押印後, 1部返却)	
	3	工事打合せ簿(協議)	・共通仕様書1-1-1-2-17 ・(水)共通仕様書1-1-2-15	—	1		○	○			☆	2 (注)	●	(注)2部提出(押印後, 1部返却)	
	4	工事打合せ簿(提出)	・共通仕様書1-1-1-2-18 ・(水)共通仕様書1-1-2-16	(水)工事書類簡素化要領土木工事編	1		○	○			☆ ※	2 (注)	●	・電子メールでの提出可(簡素化) ※施工計画書の提出は紙媒体とする。 (注)2部提出(押印後, 1部返却)	
	5	工事打合せ簿(報告)	・共通仕様書1-1-1-2-20 ・(水)共通仕様書1-1-2-18	(水)工事書類簡素化要領土木工事編	1		○	○			☆	2 (注)	●	・電子メールでの提出可(簡素化) (注)2部提出(押印後, 1部返却)	
	6	工事打合せ簿(通知)	・共通仕様書1-1-1-2-21 ・(水)共通仕様書1-1-2-19	(水)工事書類簡素化要領土木工事編	1		○	○			☆	2 (注)	●	・電子メールでの提出可(簡素化) (注)2部提出(押印後, 1部返却)	
	7	関係機関協議資料 (許可・承諾等の資料)	・共通仕様書1-1-1-35-3 ・(水)共通仕様書1-1-40-3	—	—	—		○		○	—	—	—	●	・許可, 承諾等を得た資料は, 提出ではなく提示で可。(道路使用許可証の写し等)ただし, 監督職員から提出の請求があった場合は写しを提出する。
	8	近隣協議資料	・共通仕様書1-1-1-35 ・(水)共通仕様書1-1-40	—	—	—		○		○	—	—	—	●	・監督職員から提出の請求があった場合は提出する。 ・共通仕様書1-1-1-35-4~8参照 ・(水)共通仕様書1-1-40-4~8参照
施工管理	9	材料承諾願	—	—	1		○	○			◎ ※	2 (注)	●	・設計図書において監督職員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について, 提出する。 ※電子で提出可能な場合は電子も可とする。(注)2部提出(押印後, 1部返却)	
	10	JISマーク表示品	・共通仕様書2-1-2-4 ・(水)共通仕様書第2章材料第2節4	・土木工事施工管理の手引きP9-1 ・(水)工事書類簡素化要領土木工事編	—		○			○	—	—	●	・JISマーク表示品については, JISマーク表示状態の確認とし, 見本または資料の提出は省略可。	
	11	事前に認定された材料	—	—	—	—		○		○	—	—	●	・建設発生土リサイクルプラントの製品 ・再利用施設の製品 ・アスファルト混合物事前審査制度で認定された混合物を使用する場合, 認定証, 総括表, 試験結果の提出は不要。(監督職員及び検査員が確認を求めた場合提示)(簡素化)	
	12	使用資材一覧表	特記仕様書	—	32		○	○			◎ ※	1	●	・使用する資材・製品について記入し, 材料承諾願に添付のうえ, 提出。 ※電子で提出可能な場合は電子も可とする。	
	13	材料規格等確認書	(水)共通仕様書第6章管布設工事第3節10	—	69									●	水道用資機材を使用する際, 事前に提出
	14	立会願い	・(水)工事請負契約書第14条 ・共通仕様書3-1-1-6-1 ・(水)共通仕様書1-1-21-1	土木工事施工管理の手引きP9-2~3	1		○	○			■	2 (注)	●	・設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合, 必要に応じて関係資料の写しを添付し, 監督職員に提出する。 ・様式は工事打合せ簿(様式2-1)を標準とするが, 監督職員の了解が得られればこの限りではない。 (注)2部提出(押印後, 1部返却)	
	15	段階確認の報告	・共通仕様書3-1-1-6-6 ・(水)共通仕様書1-1-21-6	土木工事施工管理の手引きP9-2~4	1		○	○			■	2 (注)	●	・設計図書で規定されている場合に適用し(例: 共通仕様書記載の段階確認一覧表に示す項目など), 事前に段階確認に係わる報告(種別, 細別, 施工予定時期等)を監督職員に提出する。 ・提出方法は, ①工事打合せ簿(様式2-1)による整理, ②施工計画書-施工方法の工程フロー内に明記, ③週間工程表による確認等とし, 事前に監督職員に確認すること。 ・段階確認で監督職員の確認を受けた書面は, 工事完成時までに監督職員へ提出すること。 (注)2部提出(押印後, 1部返却)	



工事関係書類一覧【施工中】

種別	通し番号	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式 (No.)	書類作成者		位置付け		成果品		提出 必要 部数 (紙)	500 万円 未満 の必 要書 類	備 考
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用				
安全管理	16	安全・訓練等の実施報告書	・共通仕様書1-1-1-26-10 ・(水)共通仕様書1-1-30-12	・土木工事施工管理の手引きP8-4 ・(水)工事書類簡素化要領土木工事編	33		○		○	—	—	—	・実施状況写真を添付すること。 ・監督職員への提出は不要、提示とする。 (簡素化)	
	17	安全教育訓練出席者名簿	【作成不要】	—	—								・出席者の自筆記名や押印は不要。	
	18	安全教育訓練実施資料	・共通仕様書1-1-1-26-10 ・(水)共通仕様書1-1-30-12	(水)工事書類簡素化要領土木工事編	—		○		○	—	—	—	・監督職員への提出は不要、提示とする。 (簡素化)	
	19	災害防止協議会等の議事録	・労働安全衛生規則 第635条 ・元方事業者による建設現場安全管理指針 第2.6.(5) (H7.4.21 基発第267号通知)	—	—		○		○	—	—	●	・災害防止協議会(安衛法第30条第1項、安衛則第635条)、安全衛生協議会(安衛法第30条、安衛則第635条、共通仕様書1-1-1-26-13)。 ・下請け業者や他業者と同一の場所で混在して作業する場合に対象。	
	20	足場等の点検記録	・労働安全衛生規則 第567条、第568条、第575条の8	—	—		○		○	—	—	●	・足場(安衛則第655条(注文者)、第567条(事業者))、つり足場(安衛則第568条(事業者))、作業構台(安衛則第655条の2(注文者)、第575条の8(事業者))が該当。	
事故	21	事故速報			34	○	○	○		◎	1	●	・事故が発生した場合、電話等により直ちに報告する。 ・概要について事故速報(様式1)により整理・提出する。 ・必要に応じて第2、第3報する。 ・事故発生に伴う手続きについては、左記要領を確認すること。(本表には事故発生直後の対応のみ記載)	
	22	事故報告書	・共通仕様書1-1-1-29 ・福岡市公共工事にかかる事故報告要領 ・(水)共通仕様書1-1-33	土木工事施工管理の手引きP10-3	35		○	○		◎	1	●	・最終報告で事故報告書(様式2)を提出する。 ・事故発生に伴う手続きについては、左記要領を確認すること。(本表には事故発生直後の対応のみ記載)	
	23	報告書(監督担当課の見解)			36	○				—	—	1	●	・工事担当課は、様式2「事故報告」について事実確認のうえ、様式2-1「報告書(監督担当課の見解)」を作成し、様式2(写し)とともに技術監理課へ速やかに送付する。 ・事故発生に伴う手続きについては、左記要領を確認すること。(本表には事故発生直後の対応のみ記載)
工程管理	24	工事履行報告書	・(水)工事請負契約書第11条 ・共通仕様書1-1-1-24 ・(水)共通仕様書1-1-28	—	37		○	○		☆	1	—	・工事進捗状況を把握するため、実施工程表について提示を求められることがある。	
	25	工事日報	・福岡市請負工事監督規定第10条 ・福岡市水道局請負工事監督要綱第10条	—	71		○		○	—	—	●		
契約	契約関係	26	現場代理人等変更通知書	(水)工事請負契約書第10条1項	建設業法第26条第1項、第2項 建設業法第26条の2	70		○	○		◎	1	●	現場代理人、主任技術者(第26条第1項に規定)、監理技術者(同条第2項に規定)、専門技術者(同条の2に規定)の氏名その他必要な事項を発注者に通知。(変更も同様)

工事関係書類一覧【施工中】

種別	通し番号	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式(No.)	書類作成者		位置付け		成果品		提出必要部数(紙)	500万円未満の必要書類	備考
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用				
中間前金払	27	中間前金払認定請求書			38		○	○		◎	1	●	【対象】 前払金を受けた後、工期が3月以上で次の要件のいずれにも該当する契約 ①工期(2年以上にわたる契約)については、当該年度の工期)の2分の1を経過している。 ②工程表により工期(上記同)の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われている。 ③既に行われた作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当する。 【割合及び支払限度額】 ・契約金額の10分の2以内。(支払限度額は5億円)ただし、前金払と中間前金払の合計額が契約金額の10分の6を超えてはならない。(支払限度額は15億円) ・中間前金払請求前に、部分払をしている場合は、前金払、部分払及び中間前金払の合計額は、契約金額の10分の9以内とする。 【認定請求】 受注者は、中間前金払認定請求書、工事履行報告書及び工程表(着手時から変更がある場合のみ)を提出し、発注課から中間前金払認定調査の交付を受けること。 【請求】 竣工期日(履行期間が2年度以上にわたる契約にあつては、当該年度末日)1月まで。 【支払】 発注者は、請求を受けた日から14日以内に支払わなければならない。(工事請負契約書第34条の2_3項)	
	28	工事履行報告書及び工程表	(水)工事請負契約書第34条の2_2項		39		○	○		◎	1	●		
	29	中間前金払認定調査		-	40	○				-	-	●		
	30	中間前金払請求書			41		○	○		◎	1	●		
	31	保証事業会社の保証証書	(水)工事請負契約書第34条の2_1項		-		○	○		◎	1	●		
指定部分完成検査	32	指定部分完了届	・(水)工事請負契約書第39条1項 ・共通仕様書1-1-1-21-1 ・(水)共通仕様書1-1-24-1		42		○	○		◎	1	●		
	33	出来高内訳書	・(水)工事請負契約書第38条2項 ・共通仕様書1-1-1-21-2		-		○	○		◎	1	●	【対象】 設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(指定部分)がある工事。	
	34	指定部分受渡書	・(水)工事請負契約書第39条1項 ・共通仕様書1-1-1-21-1 ・(水)共通仕様書1-1-24-1		43		○	○		◎	1	●		
	35	請求書	・(水)工事請負契約書第39条1項 ・共通仕様書1-1-1-21-1 ・(水)共通仕様書1-1-24-1		3		○	○		◎	1	●		
出来高(部分払)検査	36	部分払申請書	・(水)工事請負契約書第38条1項 ・福岡市検査規程第3条		46		○	○		◎	1	●	【対象】 契約金額が300万円を超え工期が3月以上でかつ、出来形部分が10分の4を超える工事。 【割合】 出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品に相当する請負代金相当額の10分の9以内。 【請求】 竣工期日1月まで。なお、頭書記載の限度回数を超えることができない。 【支払】 発注者は、請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。(工事請負契約書第38条5項)	
	37	出来高内訳書	・(水)工事請負契約書第38条2項 ・共通仕様書1-1-1-21-2 ・(水)共通仕様書1-1-24-2	(水)部分払取扱要領(H13.4一部改正 契約課)	-		○	○		◎	1	●		
	38	既済部分明細書	・福岡市検査規程第3条 ・福岡市水道局検査要綱第3条		45	○				-	-	●		
	39	部分払金計算書			46	○				-	-	●		
中間確認検査	40	請求書	(水)工事請負契約書第38条5項		3		○	○		◎	1	●		
	41	中間確認検査依頼について ※受注者の都合による場合	・契約事務規則第41条1項第4号 ・福岡市水道局契約事務規程第42条1項第4号		47		○	○		◎	1	●		
	42	中間確認検査依頼について ※発注者の都合による場合			48	○				-	-	●		
	43	契約目的物の部分使用承諾書	・(水)工事請負契約書第33条1項 ・共通仕様書1-1-1-22 ・(水)共通仕様書1-1-26		49		○	○		◎	1	●	・部分使用がある場合に提出する。	
工期変更	44	工期延長の請求資料	(水)工事請負契約書第21条		-		○	○		◎	1	●	・理由を明示した書面により、工期の延長を請求できる。(受注者→発注者)	
	45	工期短縮の請求資料	(水)工事請負契約書第22条		-	○				◎	-	●	・特別の理由により工期短縮の必要があるとき、工期の短縮を請求できる。(発注者→受注者)	
設計変更	46	協議書	福岡市設計変更ガイドライン(土木工事編)		2		○	○		☆	1	●	・受注者は、必要に応じて概算金額の提示を求めることができる。	
	47	通知書	・(水)工事請負契約書第18条3項 ・福岡市設計変更ガイドライン(土木工事編)		50	○				☆	-	●	・契約書18条第1項1～5号に該当する事実があった場合、調査を実施し、結果をとりまとめ、調査・協議終了後14日以内に訂正・変更の通知をする。	
	48	設計変更事由書	福岡市設計変更ガイドライン(土木工事編)		51	○				-	-	●	・通知書に添付する。	
一時中止	49	基本計画書	・共通仕様書1-1-1-13-3 ・工事一時中止に係るガイドライン ・(水)共通仕様書1-1-15-3		1		○	○		◎	2(注)	●	・必要に応じて作成する。 (注)2部提出(押印後、1部返却)	

工事関係書類一覧【施工中】

種別	通し番号	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式(No.)	書類作成者		位置付け		成果品	提出必要部数(紙)	500万円未満の必要書類	備考	
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用				
支給品	50	支給材料受領書	(水)工事請負契約書第15条3項	—	—	○	○			◎	1	●	・支給材料を受領した場合に提出する。	
	51	支給品精算書	・共通仕様書1-1-1-16-3 ・(水)共通仕様書1-1-18-3	—	—	○	○			◎	1	●	・支給材料がある場合、工事完成時(完成前に精算が可能であればその時点)に提出する。	
	52	貸与品借用書	(水)工事請負契約書第15条3項	—	—	○	○			◎	1	●	・貸与品がある場合に提出する。	
現場発生品	53	現場発生品調査書	・共通仕様書1-1-1-17 ・(水)共通仕様書1-1-19	—	—	○	○			◎	1	●	・現場発生品がある場合に提出する。	
工事	中間技術検査	54	工程表(中間技術検査日をマーカー等でラインを引く)	—	—	○	○			◎	1	—	【対象】 設計図書において、対象工事と定められた工事。 【実施時期】 出来高が概ね50%となったときまたは工事の施工上の重要な変化があったとき。 【検査項目及び方法】 施工体制、施工状況、施工管理、品質、出来形、出来栄その他について、現地検査並びに書類検査、写真検査の方法で実施する。	
		55	図面(平面図等)		・共通仕様書3-1-1-10-3~7 ・(水)中間技術検査要領	—	○	○			◎	1	—	
建設副産物	56	産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェスト	・共通仕様書1-1-1-18-3 ・(水)共通仕様書1-1-20-3	・土木工事施工管理の手引きP11-2	—	○	○			—	—	●	・産業廃棄物を搬出した場合に提示する。	
建退協	57	共済証紙受払簿	・共通仕様書1-1-1-40-5 ・(水)共通仕様書1-1-46-5	—	52	○	○			—	—	●	・通常は提示のみであるが、監督職員から提出を求められた場合は提出しなければならない。 ・監督職員が施工時適宜、確認を行う。 ・様式は任意。	
	58	建設業退職金共済証紙貼付確認明細書(名称及び様式は任意)	—		・(水)工事書類簡素化要領 土木工事編	—	○	○			—	—	●	・共済証紙貼付実績を被共済者の受領印とともに確認。
	59	建設業退職金共済制度辞退届(名称及び様式は任意)	—		—	—	○	○			—	—	●	・他の退職金制度に加入されている場合や自社で退職金制度を定めている場合に加入証明書とともに確認。
	60	他の退職金制度に係る加入証明書	—		—	—	○	○			—	—	●	・上記辞退届と合わせて確認
	61	対象者一覧表	【提示不要】		—	—								
	62	建設業退職金共済契約者証	【提示不要】		—	—								
	63	建設業退職金共済手帳	【提示不要】		—	—								
	64	就労状況報告書及び共済証紙受領書	【提示不要】		—	—	53							
65	共済証紙貼付状況報告書	【提示不要】	—	—	54									

工事関係書類一覧【工事完成時】

種別	通し番号	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式(No.)	書類作成者		位置付け		成果品		提出必要部数(紙)	500万円未満の必要書類	備考
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用				
契約	1	完了届	・(水)工事請負契約書第31条1項 ・共通仕様書1-1-1-20-1 ・(水)共通仕様書1-1-23-1	—	55		○	○		◎	1	●		
	2	建設業退職金共済制度に係る報告書(完了時)			10		○	○		◎	1	●		
	3	建退共掛金収納書	・共通仕様書1-1-1-40-5 ・(水)共通仕様書1-1-46-5	・土木工事施工管理の手引きP6	—			○	○		◎	1	●	・工期途中で証紙購入した場合のみ、上記報告書裏面または白紙に掛金収納書を貼り付け、提出。 ・当初契約から完成において提出できない事情がある場合、理由を上記報告書に記載する。
	4	請負工事使用材料受払計算書	—	—	72		○	○		◎	1	●	水道局が支給した材料がある場合	
	5	受渡書	(水)工事請負契約書第31条4項	—	56		○	○		◎	1	●		
	6	請求書	(水)工事請負契約書第32条1項	—	3		○	○		◎	1	●		
工事 工事書類(一括提出も可)	7	出来形管理総括表			—		○	○		■	1	●	・既済部分・中間技術検査時に提示とし、工事完成時に提出とする。 ・提出部数は1部とする。(簡素化)	
	8	出来形管理図表	・共通仕様書1-1-1-23-8 ・(水)共通仕様書1-1-27-8	・土木工事施工管理の手引きP6-1~2 ・(水)工事書類簡素化要領土木工事編	73		○	○		■	1	—	・施工中は提示とし、工事完成時に提出。 ・管理方法は出来形管理展開図、設計図利用出来形管理図、出来形管理図表等とする。 ・提出部数は1部とする。(簡素化)	
	9	出来形数量計算書	・共通仕様書3-1-1-7-2 ・(水)共通仕様書1-1-22-2		—		○	○		■	1	—	・施工中は提示とし、工事完成時に提出。 ・提出部数は1部とする。(簡素化)	
	10	出来形管理工程能力図	【作成不要】	—	—									
	11	コア—結果表	—	—	—		○	○		◎	1	—		
	12	段階確認実施時の確認資料	—	(水)工事書類簡素化要領土木工事編	—		○	○		■	1	●	・監督職員等が臨場して段階確認した場合、確認資料(図面チェック等)を出来形管理資料に添付し提出する。この場合、出来形管理写真の撮影は不要。(簡素化) ・提出部数は1部とする。(簡素化)	
	13	段階確認完了写真	【提出不要】	(水)工事書類簡素化要領土木工事編	—									・工事写真帳へ添付し提出する。(簡素化)
	14	品質管理総括表	・共通仕様書1-1-1-23-8 ・(水)共通仕様書1-1-27-8	・土木工事施工管理の手引きP7-1 ・(水)工事書類簡素化要領土木工事編	—		○	○		■	1	●	・既済部分・中間技術検査時に提示とし、工事完成時に提出とする。 ・提出部数は1部とする。(簡素化)	
	15	品質管理図表			74		○	○		■	1	●	・施工中は提示とし、工事完成時に提出。 ・提出部数は1部とする。(簡素化)	
	16	品質管理工程能力図	【作成不要】	—	—									
	17	品質管理写真	・共通仕様書1-1-1-23-8 ・(水)共通仕様書1-1-27-8	・土木工事施工管理の手引きP8-2 ・(水)工事書類簡素化要領土木工事編	—		○	○		■	1	●	・工事写真帳に含めず、監督職員の指示により別途製本、整理する。 ・提出部数は1部とする。(簡素化)	
	18	品質規格証明書	・共通仕様書2-1-2-1 ・(水)共通仕様書第2章材料第2節1	・土木工事施工管理の手引きP7-1 ・(水)工事書類簡素化要領土木工事編	—		○	○	○	◎※	1	●	・工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等。 ・受注者で整備、保管し、監督職員または検査員の請求があった場合提示。 ・ただし、設計図書で提出を定められたものは提出。 ・JISマーク表示品については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示とすることができる。 ※電子で提出可能な場合は電子も可とする。 ・提出部数は1部とする。(簡素化)	
	19	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1に準拠	(水)工事書類簡素化要領土木工事編	—		○	○		—	—	—	—	・上記について、使用材料を確認できる資料が材料納入伝票のみの場合。
	20	水道用資機材整理簿	—	(水)工事書類簡素化要領土木工事編	—									・竣工図・工事日報で確認できるため提出不要
	21	材料納入集計表	【作成不要】	—	—									
	22	交通誘導警備員日報伝票	—	—	—		○	○					●	
	23	交通誘導警備員集計表	—	—	—		○	○					●	
	24	出荷証明書	・共通仕様書2-1-2-1に準拠 ・(水)共通仕様書第2章材料第2節1に準拠 ・(水)共通仕様書第6章管布設工事第3節7	・(水)工事書類簡素化要領土木工事編	—		○	○		—	—	—	—	
25	薬液注入関係書類	・(水)共通仕様書6-13-4-3 ・(水)共通仕様書6-13-5-7	—	—		○	○		◎	1	●	●	チャート紙、薬液材料の数量証明書、地下水調査結果等	

工事関係書類一覧【工事完成時】

種別	通し番号	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式(No.)	書類作成者		位置付け		成果品		提出必要部数(紙)	500万円未満の必要書類	備考	
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用					
	26	工事写真帳	・共通仕様書1-1-1-23-8 ・(水)共通仕様書1-1-27-8	・土木工事施工管理の手引きP8-1~3 ・(水)工事書類簡素化要領土木工事編	75		○	○		☆:電子 ◎:紙 ■:電子または紙	1	●	・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準を適用する。 ・工種ごとに「撮影箇所一覧表」の「提出頻度」の欄に示す箇所を標準とする。 ・写真毎の説明欄への記入や略図の添付は不要。(簡素化) ・使用材料の形状寸法写真について、施工後も確認できるものは不要。また、設置後においても監督職員等が段階確認(配筋完了、据付完了等)を行うものは不要。(簡素化) ・監督職員等が臨場して段階確認した場合、出来形管理写真の撮影は不要。ただし、確認完了写真を工事写真帳に添付する。(簡素化) ・産廃処理の状況写真について、品目・処分場毎に1回の撮影とする。(簡素化) ※電子で提出する場合は、A4版(3枚等/ページ)に整理したPDF形式とする。		
		社内パトロール、KY活動等の状況	【作成不要】	-	-										
		排出ガス対策型建設機械の使用状況	【作成不要】	(水)工事書類簡素化要領土木工事編	-										・排出ガス対策型建設機械の使用状況写真の撮影は不要。(簡素化)
		現場環境改善の実施状況	特記仕様書	-	-									●	・実施状況について工事写真に含め提出する。
	27	工事写真原本	・共通仕様書1-1-1-23-8 ・(水)共通仕様書1-1-27-8	土木工事施工管理の手引きP8-1~3	-		○	○		☆※1	1	●	・「撮影箇所一覧表」に基づき撮影した写真すべてを含むこと。 ※1:容量が大きいためASPでの提出は不可。電子媒体で提出すること。 ※2:電子媒体(CD-ROM等)、ネガ、APSのカートリッジフィルムのいずれかで提出。		
		写真一覧	-	-	-		○	○		-※	1	●			
	28	工事写真整理帳	・共通仕様書1-1-1-23-8 ・(水)共通仕様書1-1-27-8	・土木工事施工管理の手引きP8-1~3 ・(水)工事書類簡素化要領土木工事編	76		○	○		-※	1	-	※上記原本を電子媒体で提出する場合、写真一覧、工事写真整理帳の作成及び提出は不要。(簡素化)		
	29	現場環境改善の実施報告書	【作成不要】	-	-								・実施状況については、工事写真に含め提出する。別冊での整理は不要。		
	30	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況	・共通仕様書3-1-1-16 ・福岡市請負工事成績評定要領 ・(水)共通仕様書1-1-48	-	57		○	○		◎	1	●	・工事特性、創意工夫、地域社会への貢献等を実施した場合に提出することができる。		
	31	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	・共通仕様書1-1-1-23-8 ・(水)共通仕様書1-1-27-8	・土木工事施工管理の手引きP8-1~3 ・(水)工事書類簡素化要領土木工事編	58		○	○		◎	1	●			
週休2日	32	休日取得実施報告書	特記仕様書	週休2日工事実施要領	17		○	○		■	1	-	・週休2日実施工事の場合、実施状況をとりまとめ、休日取得実施報告書を作成し提出する。		
電子納品	33	工事完成図	特記仕様書	福岡市電子納品の手引き土木工事編	-		○	○		☆	1	-	【対象】 電子納品対象工事。(手引き参照)		
	34	電子媒体納品書	特記仕様書	福岡市電子納品の手引き土木工事編	59		○	○		◎	1	-	・手引き、事前協議に従って電子成果品を納品する。		
総合評価	35	技術提案等の履行確認結果表	福岡市総合評価方式実施ガイドライン	-	60		○	○		◎	1	-	・総合評価方式により契約した場合に提出する。 ・監督職員においては、決裁の後、一件書類に添付すること。		
建設発生土	36	搬入伝票	-	-	-		○	○		-	-	●	・監督職員または検査員から請求があった場合は提示する。(処理数量が確認できる処分場の受入検印があるもの)		
建設副産物	37	産業廃棄物処理実績報告書	-	・産業廃棄物処理計画書の提出について(産業廃棄物指導課)	63		○	○		◎	-	●	・産業廃棄物処理計画書を提出した工事は、産業廃棄物の処理終了後、環境局産業廃棄物指導課へ提出すること。		
	38	再資源化処理施設搬入明細書	-	-	-		○	○		-	-	-	・監督職員または検査員から請求があった場合は提示する。		
	39	搬入伝票	-	-	-	-		○	○	-	-	●	・監督職員または検査員から請求があった場合は提示する。(処理数量が確認できる処分場の受入検印があるもの)		
	40	再生資源利用実施書	・共通仕様書1-1-1-18-8 ・(水)共通仕様書1-1-20-8	-	61		○	○		■	1	●	全ての工事		
	41	再生資源利用促進実施書	・共通仕様書1-1-1-18-8 ・(水)共通仕様書1-1-20-8	-	62		○	○		■	1	●	全ての工事		

工事関係書類一覧【工事完成時】

種別	通し番号	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式 (No.)	書類作成者		位置付け		成果品	提出 必要 部数 (紙)	500 万円 未満 の必 要書 類	備 考
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用			
完工図	42	完工図	(水)共通仕様書1-1-22-3	完工図作成要領	-		○	○		☆:電子 ◎:紙	1	●	
	43	完工図原稿			-		○	○		◎	1	●	
検査	44	検査員指摘事項完了報告書	-	-	64		○	○		◎	1	●	

工事関係書類一覧【その他】

種別	通し番号	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式 (No.)	書類作成者		位置付け		成果品	提出 必要部数 (紙)	500 万円未 満の必 要書類	備考
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用			
	1	下請の作業完成を確認するための検査を行ったことが確認できる書面	-	-	-		○		○	-		-	・建設業法第24条の4
	2	下請業者に対する安全管理の指導状況が確認できる書類	・元方事業者による建設現場安全管理指針 第2.5、14.(4)(H7.4.21 基発第267号通知)	-	-		○		○	-		-	
	3	施工体制に関する社内チェック等が確認できる書面(本店や支店による支援体制)	-	-	-		○		○	-		-	
	4	工場製作期間、技術者を適切に配置していることを確認できる書面	-	-	-		○		○	-		-	
	5	支給品要求書(14日前まで)	-	-	-		○	○		-		-	
	6	店社パトロール記録	-	-	-		○		○	-		-	・明確な規定なし。元請業者に設置されている安全(衛生)委員会(安衛法第19条関連)では、安衛則第21条に定める安全に関する規定の作成又は安全教育の実施計画を定めている。
	7	安全巡視、TBM、KY等の記録	-	-	-		○		○	-		●	・安全巡視は、安衛則第637条で定められている。
	8	新規入場者教育の記録	・労働安全衛生規則 第35条 ・元方事業者による建設現場安全管理指針 第2.9、14.(8)(H7.4.21 基発第267号通知)	-	-		○		○	-		●	
	9	過積載防止取組みの記録	-	-	-		○		○	-		●	
	10	使用機械、車輛等の点検整備等の記録	・労働安全衛生法 第45条 ・土木工事安全施工技術指針(H29.3)(国交省)	-	-		○		○	-		-	
	11	重機操作で誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされた点検記録	-	-	-		○		○	-		-	
	12	山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録	・建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編)(国交省)第54 ・土木工事安全施工技術指針(H29.3)(国交省)	-	-		○		○	-		-	
	13	保安施設等の整理・設置・管理の記録	-	-	-		○		○	-		-	
	14	作業手順書	・元方事業者による建設現場安全管理指針 第2.5、14.(4)(H7.4.21 基発第267号通知)	-	-		○		○	-		-	